

平成25年第1回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成25年2月25日（月）

場所：大曲庁舎 議会応接室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時

平成25年2月25日（月曜日） 午前11時55分～午後0時26分

会 場

大仙市役所 3階 議会応接室

出席委員（7人）

2番 佐藤文子	10番 富岡喜芳	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	22番 本間輝男	25番 橋村誠
30番 鎌田正		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫

総務課長：伊藤義之

議会事務局職員出席者

主幹 堀江孝明

審議案件

- | | | |
|----|--------|---|
| 第1 | 議案第9号 | 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第2 | 議案第10号 | 大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
-

午前 11 時 56 分 開会

○委員長（渡邊秀俊） ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の本会議において、当委員会に付託されました事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、元吉総務部長から、ごあいさつをお願いいたします。

○総務部長（元吉峯夫） 本会議のあわただしい中で、委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。本 2 件は、いずれも中仙学校給食センターの集団食中毒に係る特別職の減給に関する条例改正であります。どうかよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

○委員長（渡邊秀俊） それでは、これより審査いたしますが、付託された 2 件は関連があることから、一括して説明及び質疑を行い、その後、討論・採決を 1 件ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

なお、説明は座ったままで結構です。

○委員長（渡邊秀俊） 議案第 9 号、「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、議案第 10 号、「大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の 2 件を一括して議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案第 9 号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第 10 号 大仙市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の 5 ページから 8 ページになります。本件は、中仙学校給食センターにおいて調整した給食が原因で中仙地域の小中学校において発生した集団食中毒の事案を受け、市長にあつては、自らの懲戒の意を込めて、また、副市長及び教育長にあつては、申し

出により、平成25年3月1日から平成25年3月31日までの1カ月、市長及び教育長にあっては、給料月額の100分の15、副市長にあっては給料月額の100分の10を減額するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） この条例についてどうのこうの、私申し上げるつもりありませんが、下げる額について、損害賠償の一部というふうに考えていいのかどうか、確認します。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 減給につきましては、あくまでも懲戒の意を込めてというふうなことで、損害賠償とは別のものと考えてございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） そうすれば、この9号と10号に関しては、損害賠償の額には入らないという解釈でいいしな。確認します。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務課長。

○総務課長（伊藤義之） そのとおりでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ノロウイルスに関して、私どもとしては、1千万くらいの損害補償が出るだろうと、その中で、新聞報道では一部職員も、手当の中から弁償するというような報道があった中で、やはりそういう実態がなかなか私ら議員には伝わらないということが、本来から行けばもっと早く説明があってもいいのではないかと、私自身は、新聞報道でそういう事実が確認されたということだとすれば、議会に対してもっと早く説明あっても然るべきだというのが私の思いです。その点についていかがですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 保証の項目については22日の記者会見と同時刻に議員の皆様にお知らせしたところでございました。いわゆる補償額は、ご承知のように19日から25日、今日までの期限で申請を、調査しております。ですから、この前報道機関の方に聞かれまして、いかほどでしょうかというのは、あくまでも推計ということで申し上げた額でございます。賠償の総額というのはこの後積算作業して、精査してから決まっ

ていくものでございますので、その段階で議員の方には正確な数字をお話ししたいというふうに思っているところでございます。

22日の記者会見の中で、報道機関の方からそのための財源はどうするんですかというお話が、質問がありまして、その際、市長の方から、おおむね7、8割については保険で、損害賠償保険で対応できるけれども、残りの部分については私費と、ある程度、一定額は管理職の職員による、協力金みたいな形で対応したいというふうに考えているというふうなお話があったので、あのような新聞報道になったものであります。よろしくご理解賜りたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 一般会計の中で、予備費対応というのは、災害もしくは突発的な事案について対応するというのが大常識だと思うけれども、予備費で対応するというような考え方は毛頭なかったのですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 今回の賠償の関係は、19日から25日までやって、この後は補償額を精査して参りますけれども、例えば3月の半ばとか、3月の議会開催中に補償額が確定できない可能性も考えています。休業補償等の関係もございまして、そういった関係から今年度予算で全て保証するのはちょっと難しいのかなという、補償額をきっちり確定した形でやりたいなということで、現在、私たち事務方では25年度の予算の中で、補正の中で歳入と歳出を組んで、きちんと議会にお示しをした上でやりたいというふうに考えています。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） そうすれば、3月定例議会では、ノロウイルスに関する予算案としては、提出しないという考え方でいいしな。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 職員の検便の分とか、補正した分は出しております。200万弱ほどでありますけれども、消毒した分とか、ただ賠償の関係については24年度の3月には出せないだろうなというふうに考えております。

○委員（本間輝男） 終わります。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、富雄会員。

○副委員長（富岡喜芳） 15%減という根拠は何かということと、過去にこういう例があったのかなかったのか、というふたつについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務課長。

○総務課長（伊藤義之） これまで、職員の不祥事等による市長の減額については、基本的には1割カット、いわゆる100分の10というふうに、線で減額したところがございます。今回につきましても、その100分の10を考えたところがございますけれども、影響を受けた方が特に多いと、広範に広がっているということで、市長と教育長については、これまで以上に重い100分の15と、副市長にあっては100分の10というふうな形の減額となったものでございます。

また、これまで4回ほど市長の給料月額、ありまして、4件とも100分の10というふうな減額となっておりまして、以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） 今回給食組合に委託したことなんだけれども、それで、事務局長、高橋事務局長も当然減俸とか注意とかあってあったことだけれども、それはそれでいいけれども、いわゆる組合長、委託する長は何も、注意も勧告も無いというのはどういうことなんでしょうか。給食協会だっけか。協会の会長が、事務局長は当然減俸とかいろいろあったことだけれども、給食会の会長に対して何もないというのはどういうことですか、これ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 注意については、独立した団体ですので、そちらの方で役員会を開催したというふうなお話を伺っております。詳細についてはわかりかねるところがございます。また、給料については無報酬で、役員の方々は全員無報酬ということで、減給とかという処分は出てこないようでございます。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 別に減給すれとかということではなくて、給料けたとか、けねとかでなくて、その責任というのはどこにあるのですか、そうすれば。会長たる者がきちんとした責任取らないで、ただ、トカゲのしっぽ切りではおかしいのではないのかなと思っているが、いかがなものでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 確か2月5日に、会長が市役所を訪れまして、市長、副市長並びに教育長に謝罪を申し上げたと伺っております。

○委員（鎌田正）　そういったことでなくて、受けた、委託した会の会長たる者が何もなくて、今も言った事務局長なり、あるいはもっと言わせてもらえば、関係ない課の一般職員までいって、会長たる者が何もないというのはいかがなものかなど、これはおそらくいろんな声が出てくるのではないかと私は思うけれども、この点についてあなた方はなんと思うしか、あなた方の立場として。当然あなた方が、部長、課長たち当然今の、今回のもので協力金どのくらいなるかわからない、協力金出さなければならない状況下にあるんだし、現段階で、話によれば。そういった中で、金もらってるかもらっていないか、報酬あるとか無いとかより、委託受けた会長たる者は何もないというのはいかがなものかということだ。これやっぱりちゃんとしておかなければ、何のために委託したのか、何のために受けたのか、ここらのところもう少しきちんとしなければ、ちょっと皆さん納得いかないのではないですか。別に罰金取れとか、金取れとか、そういうことでねしよ、ちゃんとした責任というものがあるのではないかと、もっと言わせてもらえば、かなり今回、今まで市長だって10%しか減給しなかったのが15%まで減給しなければならないくらいの重い責任を感じて15%なったことだし、それが、肝心要の会長が謝ったか謝らないのか我々わからない世界だけれども、その程度で、会長が誰かわからないけれども、それでいいのかどうかということ、これはやっぱり一般市民として非常に不可解な点あるものでねしよか。私はそう思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊）　総務部長。

○総務部長（元吉峯夫）　私たちは、そういう、委員会で強いご意見があったということ、市長の方に伝えたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊）　はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子）　学校給食は、基本的に市の運営であります。それを委託したかどうかは、するかどうかはその市の判断によるものであって、基本的にこの事件を、責任を取るべきは市なのでありまして、そういう意味で市長や副市長等が、こうした自らの処分をしたというふうなことで、それ以上に受託側に責任を転嫁させるというふうなことではないと私は思っています。

○委員長（渡邊秀俊）　はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正）　そういう論からいくと、なぜ事務局長が責任を取らなければならないのか、そういう論だとすればですよ、私が違っているのは、お互いに受けます、委託し

ます、受けますという段階の中で、契約が成立してるしべ、そういった中で今回は事務局長がきちっと責任取られているしべ、給料そのものよりも。私は、そういったことから言うと、やっぱり会長たる者はきちっとした責任取るべきではないのかなと、別にすぐ、金云々とか、そういった問題じゃなくて、きちっとした責任というものがあるんじゃないのかなと、私はそういう認識しておりますけれども、さて、市が全部、市長だけとか副市長とか教育長とか、そういった問題では私はないと思っておりますけれども。

(「休憩」の声あり)

○委員長(渡邊秀俊) 会議を暫時休憩します。

(午後0時12分 休憩)

(午後0時25分 再会)

○委員長(渡邊秀俊) 会議を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。なお、討論・採決は1件ごとに行います。

はじめに、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(渡邊秀俊) 次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、当委員会に付託された事件の審査は終了いたしました。
なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決しました。
これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後0時26分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成25年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊